

# 随時募集売払 (先着申込者への売り払い)

## 1 申込資格

一般競争入札の申込資格（3ページ**1**）と同様です。

## 2 対象物件

一般競争入札のお申し込みがなかった物件を対象とします。なお、上記の状況にあっても実施しない場合がありますので、入札後に管財課ホームページでご確認ください。

## 3 売払価格

公表している最低売却価格以上といたします。ただし、落札者が契約を締結しなかった物件は、落札額以上といたします。

## 4 申し込みできる物件数

複数の物件をお申し込みいただけます。ただし、随時募集売払に関して、申し込みを取り消したり、契約締結を辞退した場合、または契約を解除された場合は、当該事実のあった日から1年間は同一物件にお申し込みできません。

## 5 所有権の共有を希望される場合

共有者の添付書類を添えて申込書を連名で提出してください。

## 6 申し込みに必要な書類

随時募集売払申込書（様式は管財課ホームページからダウンロードできます）に添付書類（一般競争入札の申し込み（4ページ**6**）と同様）を添えて提出してください。

## 7 申込方法

申し込みに必要な書類を下記申込先まで持参により提出してください。

## 8 契約者の決定・契約保証金の納付

契約者の決定	6の書類を不備なく最初に持参した方を契約者に決定します。 ※先着順としているため、郵送では受付していません。	
契約保証金の納付	契約締結までに、契約保証金として最低売却価格に応じた次の金額を札幌市がお渡しする納付書で納めていただきます。	
	最低売却価格	契約保証金の額
	5000万円未満	10万円
	5000万円以上1億円未満	50万円
	1億円以上5億円未満	100万円
5億円以上10億円未満	500万円	

## 9 契約締結期限・契約時に必要な持ちもの・売買代金の納入期限

契約締結期限	売払決定通知日から10営業日以内に契約していただきます。
契約時に必要な持ちもの	1 印鑑（印鑑登録印） 2 印鑑登録証明書又は印鑑証明書 1通 3 身分証明書（個人の場合のみ）（本籍地市町村の戸籍担当窓口等が発行する証明書を指します。） 1通 4 収入印紙（売買代金に応じた額分） 5 契約保証金の領収書
売買代金の納入期限	契約日から30営業日以内に売買代金を納めていただきます。

## 10 物件の現地立ち会いと引き渡し・所有権の移転時期・所有権移転の登記

一般競争入札と同様です（7、8ページ）。

## 11 申込受付予定期間・申込先

【受付予定期間】	令和7年11月21日（金）～
※	土日祝日は除きます。
※	都合により、予告なく随時募集を終了する場合がありますので予めご了承ください。
【受付時間】	午前9時～午後5時（ただし、午後0時～午後1時を除きます）
【申込先】	札幌市財政局管財部管財課 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階南側 電話 011-211-2235



札幌市（以下「売主」という。）と〇〇〇〇〇（以下「買主」という。）とは、公有財産の売買について、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売主及び買主は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売主は、標記物件（以下「売買物件」という。）を買主に売り渡し、買主は、これを所在及び面積を確認して売主から買い受ける。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

2 買主は、前項の売買代金から次条第1項の契約保証金を差し引いた金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を、売主の発行する納入通知書により令和〇〇年〇〇月〇〇日までに一括納入しなければならない。

（契約保証金）

第4条 買主は、契約締結までに契約保証金として、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を売主に支払うものとする。

2 前項の契約保証金は、既に納付済の入札保証金から全額を充当するものとする。

3 売主は、買主が前条第2項に規定する義務を履行したときに、契約保証金の全部を売買代金の一部に充当する。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第5条 売買物件の所有権は、買主が売買代金（指定期限までに売買代金を納入しない場合にあっては、第13条第1項第2号に規定する違約金を含む。）を完納したとき、売主から買主へ移転する。

2 前項の規定により所有権が移転したとき、同時に売買物件を現況で引渡し（以下単に「引渡し」という。）が行なわれたものとする。

（従物の帰属）

第6条 本物件に従属する樹木・塀等は、本契約に特段の定めがない場合は買主に帰属する。

（登記の嘱託）

第7条 売主は、第5条第1項の規定により売買物件の所有権が移転したときは、買主の請求により、遅滞なく所有権移転の登記を嘱託するものとする。

2 前項の登記の嘱託に要する費用は、買主の負担とする。

（危険負担）

第8条 本契約締結の時から第5条第2項に規定する引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の売主又は買主のいずれの責めに帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、売主及び買主は書面により通知して、本契約を解除することができる。また、買主は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 売主は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、売主は、売買物件を修補して買主に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しの本契約に定める引渡しの時を超えても、買主は、売主に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、売主は、買主に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

（特約条項）

第9条 買主は、売買物件が売買契約書添付の物件概要説明書等（別紙）に記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

（契約不適合責任）

第9条の2 買主は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に売主に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、売主又は買主は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、売主は、買主に不相当な負担を課すものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
- (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、売主は修補責任を負わない。
- (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして売主の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、買主は、売主に対し、損害賠償を請求することができる。
- (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
- (5) 本条の契約不適合により、買主が本契約を締結した目的が達せられないときは、買主は、本契約を解除することができる。
- (6) 本条の契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2 前項の契約不適合について、買主は、売主に対して、代金減額を請求することはできない。

3 買主が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、売主は本条の責任を負わない。

4 前条（特約条項）の内容については、第1項の契約不適合に該当しない。

（公序良俗に反する使用の禁止）

第10条 買主は、この物件を札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用してはならない。

2 買主は、この物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止義務を承継させるものとし、当該第三者に対して同項の定め反する使用をさせてはならない。

3 買主は、前項の第三者がこの物件の所有権を移転する場合にも同様に前2項の内容を転得者に承継することを義務付けなければならない。

4 買主は、この物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第1項の定め反する使用をさせてはならない。この場合において、買主は、同項の使用の禁止をまぬがれるものではない。

5 買主は、前項の第三者が新たな第三者にこの物件を使用させる場合も同様に、第1項及び前項の内容を遵守させなければならない。

（風俗営業等の禁止）

第11条 買主は、引渡しの日から5年間、この物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業その他これに類する業の用に供してはならない。

2 買主は、引渡しの日から5年以内にこの物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間について、前項の使用の禁止義務を承継させるものとし、当該第三者に対して同項の定め反する使用をさせてはならない。

3 買主は、引渡しの日から5年以内にこの物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対して第1項の定め反する使用をさせてはならない。この場合において、買主は同項の使用の禁止をまぬがれるものではない。

（実地調査等）

第12条 売主は、前2条に規定する内容に関し、必要があると認めるときは、買主に対し履行の状況を確認するために質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 買主は、売主から要求があるときは、前2条に規定する内容に関し、その事実を証する書類その他の資料を添えてこの物件の利用状況等を直ちに売主に報告しなければならない。

3 買主は、正当な理由なく前2項に規定する調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 買主は、次の各号に規定する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に規定する金額を違約金として売主に支払わなければならない。

(1) 第10条又は第11条に規定する義務に違反したときは、売買代金の30パーセントに相当する金額

(2) 買主は、第3条第2項に規定する義務を履行せず指定する期限後に納める場合は、当該期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納入額につき年14.6パーセントの利率で計算した金額

2 買主が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団関係者」という。）に該当することが売買物件の引き渡し後に判明したときは、買主は、売買代金の30パーセントに相当する金額を違約金として売主に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 売主は、買主が次のいずれかに該当する場合は、催告しないで、この契約を解除することができる。

(1) この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 暴力団関係者に該当することが判明したとき。

(返還金等)

第15条 売主は、この契約を解除したときは、買主が支払った契約保証金は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は買主に返還する。

(1) 売主の責めに帰す事由により、契約を解除するとき。

(2) 所有権が移転する前において、天災地変その他の事由により売買物件が滅失又は損傷し、売主の責任において原状回復することが困難であるとき。

2 売主は、この契約を解除したときは、既に受領済みの売買代金を買主に返還するものとする。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

3 売主は、この契約を解除したときは、買主の負担した契約の費用は返還しない。

4 売主は、この契約を解除したときは、買主が支払った違約金及び買主が売買物件に投じた必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(原状回復及び返還)

第16条 買主は、売主が第14条の規定によりこの契約を解除したときは、売主の指示するところにより、売買物件を引渡し時の状態に回復したうえで、売主に返還しなければならない。

2 前項の場合において、買主は、滅失その他の事由により売買物件の全部又は一部を返還することができないときは、その損害賠償として売主の定める金額の支払いをもって返還に代えることができる。

3 買主は、第1項に規定するところにより売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を売主に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を、買主に請求することができるものとする。

(返還金の相殺)

第18条 売主は、第15条第2項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第13条に規定する違約金又

は第16条第2項若しくは前条に規定する損害賠償金を売主に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺するものとする。

(契約締結の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、買主の負担とする。

(相隣関係等)

第20条 買主は、物件の引渡し以後においては、十分な注意をもって物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意するものとする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約について訴訟等が生じたときは、売主の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第22条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、売主及び買主が協議のうえ定める。

この契約を証するため、本書を2通作成し、売主及び買主が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

売主 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広 印

買主 住 所

氏 名 印

# 契約時の主な留意事項

## 1 公有財産売買契約書の物件の表示

契約書に記載する地目は登記上のもので、必ずしも現況と一致しておりません。

## 2 契約書で義務付けられている主な事項

- (1) 売買代金は、指定期日までに納入通知書で一括納入しなければならない。
- (2) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用してはならない。
- (3) 物件の引渡しから 5 年間、この物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業その他これに類する業の用に供してはならない。
- (4) 売買代金を納入期限後に支払った場合は、違約金として当該期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納入額につき年 14.6%の利率で計算した金額を支払わなければならない。
- (5) 上記（2）、（3）の禁止用途に使用した場合または売買物件の引渡し後に契約者が暴力団員若しくは暴力団関係事業者に該当することが判明した場合は、違約金として売買代金の 30%に相当する額を支払わなければならない。
- (6) 契約が解除された場合は、札幌市の指示により売買物件を引渡し時の状態に回復したうえで、札幌市に返還しなければならない。
- (7) 契約が解除された場合は、札幌市が指定する期日までに、物件の所有権移転登記の承諾書を札幌市に提出しなければならない。

## 3 契約解除する場合の留意事項

契約に定める義務を履行しないとき、または契約者が暴力団員若しくは暴力団関係事業者に該当することが判明したときは、契約を解除することがあります。

その際の受領済みの売買代金等については、次のとおり対応いたします。

- (1) 受領済みの売買代金は返還いたします。なお、利息は付しません。
- (2) 契約者が負担した契約の費用（収入印紙代や交通費等）は返還いたしません。
- (3) 契約者が支払った違約金または売買物件に費やした改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他一切の費用は返還いたしません。

## 4 損害賠償

契約者が契約書に定める義務を履行しなかったことにより札幌市が損害を受けたときは、その損害の賠償を契約者に請求いたします。

# 関係書類

## 1 入札参加申込書兼入札保証金返還請求書

様式-N 3

### 入札参加申込書兼入札保証金返還請求書

記入例

札幌市長 秋元 克広 様

提出日： 令和〇〇年〇〇月〇〇日

※本枠内をご記入ください

**※フリガナを忘れずに記入**

### 入札参加申込書

私は、下記の公有財産を買い受けたいので、募集案内書に記載されている内容を了承し、申込に必要な資格を有していることを誓約したうえで申し込みます。この誓約の内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うこと及び当該官公署に申込者の個人情報提供されることを承諾します。また、当該物件に対する「入札金額」及び「入札者名」（個人の場合は落札者名のみ）を札幌市公式ホームページにおいて公表することについても承諾します。

申込者（共同入札の代表者）	住所（所在地）	〒 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 1 番地	※ 担当者名と連絡先を必ず記入	
	フリガナ氏名 （名称及び代表者名）	カブシキ シヤマダシマツカ ダチョウシマツカ ヤマトシマツカ 株式会社〇〇札幌 代表取締役 札幌 太郎	本件責任者及び担当者	山田 五郎
	連絡先		011 - **** - **** (勤務先) 090 - **** - **** (携帯)	
共有者	住所（所在地）	〒 065-0025 札幌市東区北 25 条東 2 丁目 1 番地	※ 共同入札を行なう場合は、申込者同様に共有者となる者の住所、氏名などを記入	
	フリガナ氏名 （名称及び代表者名）	カブシキ シヤマダシマツカ ダチョウシマツカ ヤマトシマツカ 株式会社△△札幌 代表取締役 山本 次郎	本件責任者及び担当者	鈴木 一郎
	連絡先		011 - **** - **** (勤務先) 090 - **** - **** (携帯)	

【添付書類】 個人：住民票 1 通 法人：役員名簿、登記簿謄本 各 1 通 ※3ヶ月以内の発行

【注意事項】 1 複数の物件を申し込む場合は、物件ごとにこの入札参加申込書兼入札保証金返還請求書が必要になります。  
2 共同入札する場合は共有者欄に記入し、3名以上の場合は、もう1枚に追加記入してホチキス止めしてください。

物件番号	NO	物件所在・地番	札幌市 〇〇 区 〇〇 〇〇 条〇〇 丁目〇番〇〇
------	----	---------	---------------------------

札幌市長 様 委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委任者（入札保証金を納付した者）

住所	北海道 札幌市中央区 北 1 条西 2 丁目 1 番地
氏名	株式会社〇〇札幌 代表取締役 札幌 太郎

私は、次の者に入札保証金返還の請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

受任者（代理人）

住所	北海道 札幌市東区 北 25 条東 2 丁目 1 番地
氏名	株式会社△△札幌 代表取締役 山本 次郎

※ 印鑑は、印影が変形しない印鑑をお使いください。（ゴム印等は不可）  
※ 申込者が請求する場合は、委任状は必要ありませんので、無記入でご提出ください。

札幌市長 様 入札保証金返還請求書

入札日を記入してください（請求事由発生は入札日のため）

請求日： 令和〇〇年〇〇月〇〇日

下記のとおりに入札保証金の返還を請求します。

※ 納付する入札保証金の金額を記入

1 物件番号、所在・地番、請求金額（納付済金額）

物件番号	NO	物件所在・地番	札幌市〇〇区〇〇 〇〇条〇〇 丁目〇番〇〇
請求金額	¥ 〇,〇〇〇,〇〇〇 円		

請求金額は、頭に「¥」を付け、右詰で記入してください。

2 請求者及び請求印

※ 法人の場合は、代表者印を押印

住所（所在地）	〒 065-0025 札幌市東区北 25 条東 2 丁目 1 番地
フリガナ氏名 （名称及び代表者名）	カブシキ シヤマダシマツカ ダチョウシマツカ ヤマトシマツカ 株式会社△△札幌 代表取締役 山本 次郎
請求印	

3 振込先金融機関（郵便局以外）

振込先	金融機関名	店舗名	種別	口座番号
	〇〇銀行	〇〇支店	普通当座	1234567

※ 〇で囲む

【注意事項】 申込者が請求する場合  
振込先口座は申込者と同一名義の口座としてください。  
申込者以外の者の口座に振り込みを希望する場合  
左の委任状により請求及び受領の権限を委任し、受任者が請求をしてください。請求印は受任者欄に押印した印鑑を押してください。

# の記入例

## 2 入札保証金の納付書

印字されている内容に誤りがないか  
ご確認ください。

札幌市		納付書 現金払込書	領収書 (歳入歳出 外現金)	納付書 現金払込書	口座 番号	本庁及び 区コード	主管課コード	年度	予算科目 コード	会計	款 項	目 節	細節
札幌市		(納人控)		納付書 現金払込書	091	00	23200	25		50		01	
住所	〇〇市〇〇区〇〇条〇〇丁目 〇〇番〇〇号				口座 番号	02700-6-960033		測定番号		整理番号			
納人	氏名または法人名 様				加入者	札幌市収入役		金額		〇,〇〇〇,〇〇〇 円			
					取りま とめ局	札幌中央郵便局		延滞金 日分					
					(主管課)	財) 管財部 管財課		合 計		〇,〇〇〇,〇〇〇			
					現金出納 員等番号	納付 コード	固有番号	(摘要)		入札保証金 物件番号N〇-〇 (市有地売払入札 保証金) 〇〇〇			
右のとおり納付します。 年 月 日					領収日付印			* 領収日付印のない領収書は無効です。(1)					
					右のとおり領収しました。								

- 1 納付書のお渡し時期 入札参加申込書を提出された方に、後日郵送でお渡しします。
- 2 納付期限 入札前までに金融機関で納めてください。
- 3 領収書の確認 入札当日受付で納付を確認します。原本とコピーを持参してください (コピーは受付で回収させていただきます)。

### 3 入札書

参加する入札物件の番号及び所在地番を記入してください。

様式-N 6

## 入 札 書

物件番号	N ○○
所在地番	札幌市○○区○○条○○丁目○○番○○

入札金額

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	+	円
¥	1	2	3	4	5	6	7	8	9

募集案内書の記載事項及び公有財産売買契約書の約定を承知し、上記金額のとおり入札します。

札幌市長 秋元 克広 様

令和 年 月 日

**入札者 (代表者)**

住 所	札幌市○○区○○条○○丁目○番○号	
氏 名	株式会社○○札幌 代表取締役 札幌 太郎	印

**代理人**

氏 名	山田 五郎	印
-----	-------	---

(注意事項)  
入札する際には、裏面の注意事項をよくお読みいただき、入札が無効とならないようご注意ください。

入札金額を記入し、頭に必ず「¥」または「金」を記入してください。

入札日を記入して下さい。

法人の場合に代表者名の記入漏れが多いのでご注意ください。

法人の場合は、代表者印を押印してください(会社印不可)。

申込者の住所(所在地)、氏名(名称及び代表者名)を記入のうえ、押印してください。代理人が入札する場合は、入札者欄の印は省略できます。

代理の方が入札に参加するときは、代理人の氏名を記入し、委任状と同一印を押してください。

## 4 委任状

様式-N7

**委 任 状**

申込者の住所（所在地）、氏名（名称及び代表者名）を記入し、押印してください。

提出日を記入してください。

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

委任者（代表者）

住 所	〒〇〇〇- 〇〇〇〇 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号		
氏 名	株式会社〇〇札幌 代表取締役 札幌 太郎	印	

法人の場合は、代表者印を押印してください（会社印不可）。

私は、令和 年 月 日に実施する次の物件について、一般競争入札に関する一切の権限を下記代理人に委任します。

物件番号	NO	NO	NO			
------	----	----	----	--	--	--

委任する物件の番号を1つの欄につき、1物件ずつ記入してください。

入札日を記入してください。

記

代理人の住所、氏名を記入の上、押印してください（シャチハタ等のゴム印以外のもの）。

代理人

住 所	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号		
氏 名	山田 五郎	印	

<注意事項>  
※ 法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入してください。

**5** 役員名簿（申込者が法人の場合のみ）

様式－共通 1 7

和暦で記入してください。

記入例

## 役員名簿

役職名	ふりがな 氏 名	住 所	本籍地	生年月日	性別
代表取締役	さっぼろ たろう 札幌 太郎	札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号	札幌市 中央区	昭和〇.〇.〇	男
取締役	さっぼろ はなこ 札幌 花子	札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号	札幌市 北区	昭和〇.〇.〇	女
取締役	さっぼろ いちろう 札幌 一郎	札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号	札幌市 南区	昭和〇.〇.〇	男
取締役	さっぼろ じろう 札幌 二郎	札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号	札幌市 東区	昭和〇.〇.〇	男
監査役	さっぼろ さぶろう 札幌 三郎	札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号	札幌市 西区	昭和〇.〇.〇	男
		監査役（監査法人含む）も忘れ ずに記入してください。			

(注1) 登記事項証明書に記載されている役員全員を記載すること。申込者が支店又は営業所である場合は、役員全員のほか支店又は営業所を代表する者を記載すること。

(注2) 本籍地欄は、東京23区又は政令指定都市に所在する場合は区まで、それ以外の場合は市町村まで記載すること。

(注3) 役員が外国人登録者である場合は、氏名欄に氏名及び通称名を、本籍地欄に国籍を記載すること。

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing.